

児童福祉友愛互助会(杉浦・西脇)基金のご案内

「杉浦基金」と「西脇基金」

子どもたちが児童養護施設や養育家庭などから社会へ巣立つ際に、子どもたちの自立に向けて支援していくことは、私たちの重要な役割です。また、そのための条件を整備することは、児童福祉関係者の重要な課題であると言えます。

それぞれの施設や東京都では損害賠償責任保険等に加入していますが、その保険適用の対象にならない事故が起こることも少なくありません。また、子どもたちが就職や進学をする時、様々な場面で身元保証や連帯保証が求められることがあります。施設長や里親の皆さんが身元保証人となって就職した児童が、勤務先で賠償責任を問われる事故を起こしてしまう場合もあります。

これらの諸課題を踏まえ、児童養護施設や里親の皆さんの精神的・経済的負担の軽減を図るだけでなく、児童福祉の増進に寄与することを目的として児童福祉友愛互助会（会費は児童1人につき1200円）を創設しました。この互助会は、多くの方々のご好意により「杉浦基金」と「西脇基金」を加え、徐々に充実した制度として成長してきました。

東京都の児童養護施設と自立援助ホームの皆さんには100%ご加入いただき、この基金をご活用いただいています。

里親の皆さんも、ぜひ当基金をご活用ください。基金の手続き等についてはNPO法人東京養育家庭の会でも相談を承っております。

保険が対応できない事故の補償経費を援助します(杉浦基金)

「スポーツ中の事故」「失火事故」「けんかや窃盗などの不法行為による事故」「高齢児による事故」など、会員が契約している損害賠償責任保険などで対応できない事故について、被害者に対して支払った経費を助成します。保証金の上限は500万円です。

身元保証人へ請求される保証金の経費を援助します(杉浦基金)

施設長や施設職員、里親の皆さんが身元保証人や連帯保証人として損害賠償を求められた際の経費を助成します。ただし、対象児童が事故保証補償時に20歳未満である場合に限りです。保証金の上限は500万円です。

就職する児童への祝金を給付します(杉浦基金)

義務教育終了後または養護学校卒業後、高等学校中途退学後、概ね1年以内に就職した児童を対象として就職祝金を給付します。就職祝金は3万円で、1人につき1回限りです。

大学等の学費を援助します(西脇基金)

大学、短大、各種学校等へ進学した児童が学校に納入する学費の援助金として月額2万円を卒業まで補助します。他団体が実施する奨学金制度との併用も可能です。また、原則として返済の必要はありません。

【問合せ先】

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 福祉部 児童・障害担当

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

TEL 03-3268-7174 / FAX 03-3268-0635